

特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害者に対し、保育、介護、生活支援、授産、その他あらゆる援助及び事業を行い、障害者とその家族、及び関わりを有する人々の豊かな人生を実現し、もって社会全体に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業
- (2) 卒業後の障害者たちの生活を支援する事業
- (3) 障害者と健常者が共に楽しむコンサート等の文化活動
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく移動支援事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (8) 障害者の生活を豊かにするために有益なあらゆる事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2 正会員はこの法人の目的に賛同して入会した次の個人及び団体とする。

- (1) この法人が運営する施設および事業を利用する障害者の保護者。
- (2) この法人が運営する施設および事業の正規の職員。
- (3) この法人の目的に賛同し、社員として活動する意志のある者。

3 賛助会員はこの法人の目的に賛同し、賛助会費を納めた個人及び団体とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、第29条に定める理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。

2・理事会は前項の申し込みがあったとき、そのものが前条第2項各号に該当すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び月会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び月会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 継続して6ヵ月以上月会費を滞納し、督促に応じないとき。
- (3) この定款に違反したとき、本会の名誉を毀損し、また本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の決議をもって除名することができる。この場合には、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(賛助会員の入会)

第11条 賛助会員は、総会において別に定める年会費の納入をもって入会とする。

第3章 役員等

(役員の種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上
- 2・理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を職員長とする。
- 3・職員長は、第6条第2項第2号の会員の中から選出する。
- 4・職員長以外の理事のうち、1名は第6条第2項第2号の会員の中から選出できる。
- 5・正会員以外から理事及び監事を1名以上2名以下選出することができる。

(選任等)

第13条 前条第1項第1号ないし第2号に定める役員は総会において選出する。

- 2・理事長及び副理事長は役員の互選とする。
- 3・役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4・法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5・監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

- 2・理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3・副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4・職員長は、職員を代表し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人が運営する施設等の事業を統括し、その事業の状況について定期的に理事長に報告する。
- 5・理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また、運営委員又は正会員の出席する会議に出席し、業務の状況について報告する。
- 6・監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2・補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3・前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された

場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 4・役員は、辞任又は任期満了においても、第12条第1項に定める役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2・前項の規定により役員を解任しようとする場合は議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(運営委員)

第17条 この法人の行う事業の運営を円滑に行うため、運営委員を置く。

- 2・運営委員は、理事会の議決に基づき、理事会の委嘱を受けてこの法人の業務を行なう。
- 3・運営委員に関する事項は、理事会が総会の議決を経て、その細則を定める。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2・顧問は、総会の承認を経て、理事長が任命する。
- 3・顧問は、この法人の事業について、理事会に対し助言及び提言を行う。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

- 2・総会は通常総会、及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任と解任
- (6) この法人とその運営する事業に関するあらゆる規則
- (7) 入会金、会費及び利用料の金額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2・臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2・理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3・総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面に

より、開催の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2・前項の規定にかかわらず、出席者数が正会員の3分の2以上である場合にはあらかじめ通知していない事項についても議決することができる。この場合の出席者数は、第27条第2項の規定にかかわらず、実際の出席者数とする。

3・総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、また他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2・前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

3・総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第29条 理事会は理事をもって構成する

（理事会の権能）

第30条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 通常の理事会は月1回開催する。

2・理事会には役員半数の出席を要する。

3・理事長は議案の審議に必要と思われる者が理事会に出席することを認めることができる。

4・理事長が必要と認めた場合には、臨時の理事会を開催することができる。

（理事会の招集）

第32条 理事会は理事長が招集する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は理事の過半数をもって決する。

- 2・やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面や電磁的な方法によって表決することができる。
- 3・前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4・理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 資産

(構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業にともなう収益
- (6) その他の収益

(管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第39条 この法人は、特定非営利活動のみを行なうため、会計は区分せず、特定非営利活動に係る会計のみとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2・前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2・予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2・決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認定を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2・前項第1号によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

3・第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認証を受けなければならない。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、社会福祉法人又は、世田谷区に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するほか、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局及び委員会

(事務局及び委員会の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局、また各事業を円滑に行うための委員会を、理事会の議決を経て設置する。

2・事務局及び委員会は、理事会の議決に基づき、理事会の委嘱を受けてその業務を行なう。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、理事会がこれを定める。

附則

- 1・この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2・この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3・この法人の設立当初の役員の任期は、第15条1第項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4・この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5・この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6・この法人の設立当初の賛助会費は第11条の規定にかかわらず、年会費一口2,000円とする。
- 7・この定款第5条の変更は、認証の日より施行する。
- 8・この定款は2019年8月10日改定。
- 9・この定款は 年 月 日改定。

別表 設立当初の役員

役名	氏 名	備 考
理事	里中 哲夫	理事長
理事	宮本 富江	副理事長
理事	近藤 すみ子	指導員長
理事	小野 美智子	
監事	田邊 早苗	
監事	長嶋 侯子	